

いわき市農業委員会第12回総会議事録

会長 草野庄一は、令和4年4月19日（火）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所本庁舎8階第8会議室に招集した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（23名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（11名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地審査係 主査	鈴木 学
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

2 欠席者（計1名）

23 木幡 仁一

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第12回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 第12回総会議案書◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書◇ 現地調査位置図◇ 追加議案書：議案第7号「農地法第51条第1項に該当する事案について」 <p>【資料1】令和5年農作業労働賃金標準額について</p> <p>【資料2】農業者年金加入状況・受給状況（令和4年4月1日現在）</p> <p>【資料3】「地域の農業を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」推進要領</p> <p>【資料4】令和4年度農業委員会事務局事務分掌</p> <p>【資料5】「令和4年度いわき市の農林水産業」</p> <p>以上、9点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号8番の佐川良平委員、お願いいたします。</p> <p>皆様、ご起立のうえ、黙読ください。</p>
8番 佐川委員	【いわき市農業委員会憲章朗読】

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。
ご着席願います。
本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、会長が招集しております。
それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長

改めまして、こんにちは。
いわき市農業委員会第12回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、田植えの多忙期になり、苗の管理その他お忙しい中、ご苦労様でございます。
今年はどういう天候に推移するのかまだ読めませんが、やはり寒暖の差の激しい推移をたどるのではないかという予測もされております。
この農業委員会の総会も、年度が変わってから1回目になります。
農業委員会事務局も、新たに局長・次長が代わられましたので、それぞれ新年度の挨拶回りということで、今行っております。
先日、いわき市の農林水産部長、新任の課長2人と私、それと局長と、県の農林水産部の方に挨拶に参りました。
今日の新聞にも出ておりましたが、新たに県の農林水産部長になられた小柴さんにお会いできまして、これからの農業の振興に向けての意見を交わして参りました。
私どもも常々、担い手を中心となって農業・農地を守るという考えできておりますが、国がここ1、2年、「多様な担い手」というような形を取るようになってきて、その中に「半農半X」という、要は別の職業を持ちながらも、農業に興味があって、農業をやりたいと言うのであれば、新たに参入しながら農地を守ってもらう。
この両輪で農地を守っていくのが、私は当然のことではないかと思っていたのが、国が最近そういう方向を打ち出してきた。
ただ、その「多様な担い手」に対して、具体的な政策その他どういったものがあるのかという点がまだまだ見えないという部分に関しては、これからも注視をしながら国に対する要望を続けていく必要があると思っております。
それから、県の農業振興公社ですが、農地中間管理事業の案件でよく名前が出ていた佐藤清丸理事長が退任し、今度新たに芳見茂さんが理事長になりました。
今後、農地中間管理事業の案件に関しては、芳見理事長の名前が出てくることとなります。

草野会長

芳見理事長とも、先方の課長も交えてお話ししましたが、農地中間管理機構のこれからの役割は非常に重い。

まして、いわき市の場合は、渡邊マネージャーから海野マネージャーに代わって、やっと慣れたかなと思ったら、今度から松崎さんに代わった。

松崎マネージャーが業務に慣れるまで、やはり時間がかかる。

それで、コーディネーターが補助的役割を担うのですが、これは絶対にコーディネーターを付けてもらわなければだめだということで、これから農地中間管理機構の業務を回していくためには、松崎マネージャー独りでは大変なので、コーディネーターが付いて応援してくれることになりました。

また、最近、農地利用最適化推進委員の皆さんが頑張ってくれて、各地に集落の話し合いの場を設けているところです。

今度の26日には、三和地区の集会も予定されているということです。

他の地域でも、集落全体で話し合う機会をなるべく設けようということで努力していますが、そこで中心になるのはやはり推進委員であり、農業委員でありますので、皆さんも他人事ではなく、その地域に少しでも関与するということが、単なる「協力」だけではなく、「一緒にやる」ということが我々農業委員の使命ですので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けてですが、いわき市の農業委員でもあり、県農業会議の会長でもある鈴木理さんが、農業の担い手確保の連携協定ということで、今日の福島民報に載っております。

農業委員だけとか、市の農林水産部だけではなくて、県、市の他部局、農地中間管理機構、JA、それからNOSAI、これらが常日頃連携を取らないとスムーズにことが進まない。

ただ、意外と垣根が高くて、連携がうまくいかなかったという前例もありますので、県が中心となってこういう協定を結んだということは、大いに私は賛成することでありながら、それを受けて実際にどういった連携を取っていくかというのが、これからの農業委員会の仕事になってくると思ひます。

それと今日、明るい話題だなと思ひたのが、「いわきワイナリー」という内郷高坂町の方にあります、福祉関係でやっている事業所。

ここの赤ワインが、パリで開かれた女性ソムリエが認定する「女性ソムリエ世界ワインコンクール」というので、金賞を取った。

いわきワイナリーは、そんなに歴史のある企業ではなく、そのワインに関しても賛否両論あるようですが、赤ワインが金賞になったということは、非常に明るい話題だと思ひました。

草野会長

今はワインブームで、川内村にもワインがあるし、郡山市にもワインがあります。

そういった競争が非常に激しい中で勝ち残るのは大変だと思いますが、これも一つの農業戦略なのかなと思っております。

そういった中で、農業委員と推進委員、一心同体でこれからも行動してほしいということで重ねてお願いしておきます。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、違反転用に係る追加議案、さらには令和5年農作業労働賃金標準額の策定に向けた協議ということで、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号23番、木幡仁一委員でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第12回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号24番、蛭田元起委員、

議席番号1番、木田テイ子委員、

以上、2名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村

議長 (草野会長)	<p>個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。</p> <p>これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。</p> <p>また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>【議案書2ページにより会務報告】</p>
議長 (草野会長)	<p>それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>本日、議案第7号として、「農地法第51条第1項に該当する事案について」を追加願います。</p>
議長 (草野会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の3ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>本日の議案に入ります前に、資料の訂正及び取り下げがございます。</p> <p>議案説明書2ページをお開きください。</p> <p>番号5番につきまして、申請人より申請内容についての変更があったとの理由から、取り下げ願いが提出されましたので、削除願います。</p> <p>これにより、今月の3条許可の合計面積が変更となります。</p> <p>つきましては、田15,382.07㎡から13,274.07㎡へ変更となります。</p>

<p>事務局 (鈴木(昌) 主査)</p>	<p>併せて、合計面積が16,925.07㎡から14,817.07㎡に変更となります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>議案説明書2ページをお開きください。</p> <p>併せて、地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。</p> <p>番号1番から4番、6番につきましては、売買による所有権の移転であります。</p> <p>また、番号7番から9番につきましては、使用貸借権の設定。</p> <p>番号10番及び11番につきましては、農地の交換による所有権の移転となります。</p> <p>なお、番号2番、6番、7番から9番につきましては、3条許可の要件である下限面積以下となりますので、新規就農という扱いになります。</p> <p>従いまして、今月の3条申請面積につきましては、田：13,274.07㎡、畑：1,543㎡、合計：14,817.07㎡となります。</p> <p>議案説明書4ページ、5ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、6ページでご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は、以上となります。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>18番 鈴木(義) 委員</p>	<p>議席番号18番、鈴木義直です。</p> <p>番号1番から4番、6番から9番までの事案につきまして現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>続いて、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (鈴木(昌) 主査)</p>	<p>事務局より報告します。</p> <p>番号10番、11番につきましては、農地の交換であることから事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ特に問題はなかったことを報告します。</p>

議長
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【「意見なし」の声あり】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の4ページをお開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査) 議案説明書7ページをお開き願います。
議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
配付しております現地調査位置図、許可申請に係る意見及び決定理由書を、ご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
議案説明書8ページ、許可申請に係る意見及び決定理由書の1ページをお開き願います。
番号1番、申請者の住所は、好間町北好間です。
申請土地は、好間町北好間の一部、登記地目は田、転用面積は5,722.4 m²です。
転用目的は、農地改良工事のための一時転用となります。
本案件は、筆の全部に農地改良を行うとし、令和3年6月25日付けで一度許可を得たものの、申請地の一部が県の用地買収箇所に該当するとし、その後許可の取消を行ったものです。
今回、県との協議により用地買収に係る面積等が確定したため、改めて許可を求めるものとなります。
なお、面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案

事務局
(福田主査) 件となります。
以上、1件、面積は、田：5,722.4㎡、畑：0㎡、合計：5,722.4㎡です。
説明は以上です。

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

事務局
(福田主査) 番号1番について、一時転用案件であることから、事務局で現地
を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【「意見なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査) 議案説明書9ページをお開き願います。
議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。
議案説明書10ページをお開きください。

事務局
(福田主査)

番号4番、譲受人の氏名について「有限会社A、代表取締役B」とありますが、こちら、代表を削除いただきまして、正しくは「取締役B」となります。

訂正をお願いいたします。

また、議案説明書11ページ、番号8番になりますが、申請土地の表示における、畑の面積につきまして「4,634.52 m²」と記載されておりますが、こちら正しくは「4,364.52 m²」となります。

これらの訂正に伴いまして、合計面積の方、訂正ございます。

田の面積は変更がなく、畑8,338.52 m²から8,068.52m²、合計面積が19,106.19 m²から、18,836.19m²へ訂正の方、お願いいたします。

大変失礼いたしました。

それでは改めまして、案件の方、説明いたします。

議案説明書の10 ページから、現地調査位置図、許可申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧願います。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

1番、平泉崎、畑、248m²、農家住宅、所有権の移転。

2番、山田町社岡、田及び畑、田：409m²、畑：309m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

3番、四倉町細谷、畑、843m²、太陽光発電設備、賃借権の設定。

4番、遠野町深山田、田及び畑、田：1,893 m²、畑：1,185 m²、太陽光発電設備、賃借権の設定。

5番、小川町塩田の一部、畑、1,119 m²、太陽光発電設備、賃借権の設定。

6番、大久町小久の一部、田、654m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

7番、大久町小久の一部、田、1,045m²、太陽光発電設備、所有権の移転。

8番、錦町熊野町の一部、勿来町窪田の一部、勿来町大高の一部となります。

地目が田及び畑、面積が田：5,816.67 m²、畑：4,364.52 m²、電気事業工事用地の一時転用、賃借権の設定。

番号9番、田人町旅人の一部、田、950m²、資材置場としての一時転用、賃借権の設定。

以上、9件、面積は、田：10,767.67m²、畑：8,068.52 m²、合計18,836.19m²となります。

なお、番号4番及び番号8番については、面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準で

事務局 (福田主査)	ある立地基準及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
19番 中根委員	議席番号19番、中根まり子です。 番号1番から番号7番について、現地を調査した結果、特段問題は ありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局お願いいたします。
事務局 (福田主査)	事務局より報告します。 番号8番及び9番について、一時転用案件であることから、事務局 で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございます か。
18番 鈴木(義) 委員	18番、鈴木義直です。 この太陽光発電設備ですが、だんだん落ち着いてくるのかなと思っ たら、またどんどん増えてきて、特に注目したいのが、県外の個人 であるとか、業者さんですね。 何が言いたいかと言うと、「結局、この太陽光はまだ増えてい くのかな」という点。 一番危惧されるのが、この周りで農作業というか、農業をやっ ている方に不便なところと言うか、景観の問題もそうですが、例えば 土砂の流出。 そういうことは、業者さんも注意してやってくれているとは思 いますが、いわき市としても、周りの農業者又は農地所有者が承諾し ない限りは、開発の許可を出さないといった条例の設定を真剣に考 えていった方がいいのではないかという意見を申し上げたいと思 います。 以上です。

議長
(草野会長)

これについて、事務局としての現時点での対応、触れることがあればお願いします。

事務局
(福田主査)

今、鈴木義直委員の方から、太陽光発電設備がここに来て増加傾向にあるといったお話しがありました。

確かに、今回の案件としては、ここ数か月に比べると多くはなっていますが、こちらは譲受人等すべて違うものの、設置事業者といった単位で考えますと、2つの事業者になっております。

つまり、単一の事業者が複数持っていた案件を、まとめて申請してきた形だと思われま。

従来型のものですと、いわゆるFIT法による形での申請といったことで、固定買い取り価格のものですとね。

こういった案件で、そろそろ手持ちのもの、期限等も含めてだんだん減少傾向になるのではないかとというのが、事務局で考えているところです。

ただ、その中で、先ほど懸念されていたものに合致するとは思いますが、営農型太陽光発電設備への切り替えや、今回の申請にも含まれますが、FIT法によらない、固定価格ではなく自由価格の中、自分たちで契約元などを探して太陽光発電を行うといった、これまでとは異なる新たな形での太陽光発電設備というものについては、今後増加傾向になっていくのではないかとといったところが、現状における件数の推移の推測になります。

事務局
(府川係長)

続きまして、鈴木義直委員の後段の質問、「市として何かしらの規制はできないのか」という点についてです。

こちらにつきましては、まず農地に関して言えば、現状で周辺農地に影響のないようにということで、そこは書面や現地の状況を見て重々確認して、問題があるようであれば転用申請者の方に指導を行いつつ、双方支障のないようにということで誘導しているところでございます。

太陽光発電設備は農地に限らず、宅地であったり、山林であったり、雑種地であったりで作る場合がございます。

その際、市として何かしらの規制ができないかということですが、現時点においては市として動きはなく、今ある決まりの中でやっていただくというのが現状でございます。

これから事例などを見ながら、考えていく必要があるのではないかととは思いますが、現状では特段何も無いというような状況でございます。

以上です。

議長
(草野会長)

以前、狩野市議会議員が市議会で、太陽光発電設備が非常に増えているといった質問をしたことに絡んで、その推移を報告した経緯がありました。

そのときに問題になったのは、内郷高野町と小名浜上神白の土砂崩落。

上神白の土砂崩落は、農地に一部しかかからなかったので、農業委員会としては大きく関与しませんでした。

要するに、土砂の崩落により市道に障害が起きた場合、どこの部署が動くのかというと、生活環境部の部長が答弁していた。

農業関係の許認可したところが答弁するのではなく、土砂がその市道を塞いだことにより市民の生活に影響を与えるということで、生活環境部長が答弁するというような方式に、少々疑問を持ちました。

我々農業委員会と農地課、林務課が横断的に「庁内連絡調整会議」というものを設けているのが、全然機能してないのではないかとということで、私もそれを不思議に思い、生活環境部に行ったら、「実際に対応したのは我々で、許認可を与えた農業委員会や林務課などは、特に関与はしない」と言われた。

ただ、正直な話、私の集落が太陽光発電設備の設置後の大水のとき、集中的に土砂が流れ込んで、我々の生命線である水路が全部埋まってしまったという事例がありました。

私も、農業委員会の会長という立場で前面に出ることはせず、基本的には区長を中心として、農地に関わるものだからまずは農地課に状況を説明に行き、それから生活環境部の窓口の説明に行った。

その太陽光発電設備は、農業委員会が現場を見て、上側から見て「まあ、大丈夫だろう」ということで許可をしたのですが、令和元年にそこは土砂がドサッと落ちている。

それで、下側から見ないと、その崩落現場が見られない。

事情を知っている私であれば、許可は「少々待て」ということになるのですが、上側だけから見た状態で「まあ、大丈夫だろう」という判断がこういう結果を招いた。

ここに、我々農業委員の現地調査の重さ、慎重が相当要求されるのだと思います。

それで、転用の許認可を与えると、そこは農地から雑種地などに変わってしまうと、農業委員会は農地にしか関与しないから、農地でなくなってしまうと、外れてしまう。

そうするといつの間にか、今度は転売など別の行政部署が担当に変わってしまうという事例も相当ありますので、この太陽光発電設備については、今後も恐らく出てくるだろうと思います。

議長
(草野会長)

規制の話ですが、いわき市も、前の本田農林水産部長のときに、先行事例である南相馬市の独自条例を取り寄せて検討材料にするという段階になったことは記憶しております。

その後の経緯については、先ほど府川係長が言ったように、なかなか進んでいませんが、そのまま放置はされていないと思います。

いわき市独自の条例制定に向けて、検討はされていると思う。

そうしないと、鈴木委員が危惧されることは必ず起きます。

だからこそ、許認可に係る現地調査は、これからも相当慎重さを求められると常々思っております。

先ほど挙げた私の地域の話は、非常に悪い事例ですがね。

ただ、許認可に対しての慎重さ、何か起きたときの対応の仕方、どの部署が動くのかということですが、「この業者は、少々ブラックですよ」というような事前の情報を共有する場、それが「庁内連絡調整会議」だと思います。

その件で、午前中に農地課に寄って少し話をしてきましたが、今後は経済産業省辺りが、代替エネルギーということで、ソーラーだけではなく風力発電にも相当力を入れてくるでしょう。

それに絡んで、許認可の基準も相当甘くしてくるのではないかな。

いわきの場合、小さいソーラーがかなりの数を占めていますが、例えば福島市に行くと、結構ソーラーの規模が大きいです。

一町、二町とか。

比べて、いわき市は1,000㎡や1,500㎡、それと500㎡とか、小規模のものがたくさんあるので、それだけそういう災害のリスクが多くなるということは、目に見えている。

私の地域の話は、農地が絡んだから農地課が動いてくれましたが、行政が全然絡まない土地で起きた場合、「相対でやってくれ」という風な話になってしまう。

そういう問題もありますが、この太陽光発電設備に関しては、今回ここに出ている住所を見ると、例えば2番の案件は、福岡県福岡市の会社ですね。

それと、5番の案件については、東京文京区の個人の方が譲受人になっているってということなので、この辺りも、現地調査のときには今後の設備の運営や管理はどうするのか、そうしたチェックはまめにした方がいいと思っています。

ソーラーの申請に関しては、今は中休みのようですが、今後も出てくるでしょう。

四倉町にも、かなりの急傾斜地に作ったものが、大雨のときに下側の土砂がすくわれたという事例も出ておりますので、許認可にも引き続き慎重さが要求されるということだと思います。

議長
(草野会長)

鈴木委員、一応こういった現状です。
ただ今後は、真正面からそれに対応していかなくてはならないと思うので、現地調査などでは常に周りを見渡して、危険なソーラー発電設備の場合は必ずチェックしておく、こういったことを進めていただきたいと思います。
その他ございますか。

12番
生田目委員

議席番号12番、生田目祥明です。
番号4番の、遠野町深山田地域内のソーラーに関してですが、今、鈴木委員と会長のおっしゃっていたとおり、ここは急傾斜地区でございます。
この現地調査図を見ると、ソーラーパネルより法面の方が多いですね。
業者さんの法面に関しては、何か雨水対策や土砂災害等の対策はされているのかの確認と、この深山田地区ですが、ソーラー関係の開発が結構されております。
それで、河川への水の流出、ましてや私どもの耕作している田んぼや溜め池などへ排水を流し込むという事例もあります。
これだけ法面があるので、その対策をしっかりしていただきたい。
この急傾斜地の下には、4～5軒ほど民家がございます。
崩れたときに人的被害も出てきますので、そういう対策をしっかりしていただきたいと思うのですが、そのところをお聞きしたいと思います。

事務局
(福田主査)

今、お話のありました4番の件についてですが、生田目委員がおっしゃられたとおり、従前から現状における地形として、こういった急傾斜というか、段々田の形成をなされている状態ですね。
今回、太陽光発電設備の設置においては、特に盛土などの新たに土地の造成を行うことはなく、要は現状のまま、平地に太陽光パネルを設置するという形になっております。
非常に法面が多いというご指摘がありましたが、通常であれば我々としては、転用においては最小範囲でということで、一般的に見ると面積過大ではないかというようなことも事務局で検討したところですが、農地の平面部分がそのまま、いわゆる雑種地となると、法面だけ切り離してもそれ自体は雑種地の法面となってしまうので、これについては、総合して転用すること自体やむを得ないというのがまず1点。
そのうえで、今申し上げましたとおり、特に土地の形成変更等行わないので、この状態で太陽光パネルを設置することで、排水処理

事務局
(福田主査)

については雨水のみ、その雨水は地下浸透となっております。

それで、この状態で太陽光パネルを置くこと、それから置かないで営農をすることによって、排水というか、その浸透にどの程度差異が出るかということ、もちろん専門的な計算をしているわけではありませんが、通常提出されている資料からでは明確な差異が見られないものとなりますと、太陽光発電設備だからといって、現状形成されている形質の状態では何らかの対策を施すことというのは、現状の許可内容の中においては、なかなか困難なところではあります。

ですので、例えば今、生田目委員からのお話がありましたけれども、そういったお願いといったような形で、土砂流出がないようにというのは、もちろん許可の内容でやっておりますので、それらについて、求めることはできます。

今回の案件であれば、改めて土砂流出等に対する対策を追加するというのはなかなか難しいと事務局の方では判断しております。

議長
(草野会長)

現状としては、そういうことですね。

生田目委員の問題提起については、非常に良いことだと思います。

事務局
(福田主査)

改めまして、追加させていただきます。

申し上げたとおり、現状の形質でということですので、あえて補足させていただきますと、これとは異なって盛土等によって新たに形成したことにより、土砂流出等の懸念が生じるような場合には、もちろん事務局としても、例えば圧を加えることで土砂崩落を防止するとか、土留鋼板の設置などといった対策を取らなければならないといった指導はさせていただいております。

議長
(草野会長)

私も、こういった件を問題視したのは前期の第16期だったかな。

新たな現地調査の体制というのが、年に多くても3回、極端に言えば2回。

そうすると、12か月のうちの3回だと、あとの4か月はほとんどマスキングされていて見えない。

こういう案件は、議案説明書をまめに見て、例えば私の場合だったら、「小川町の案件が載っているな。これは太陽光発電設備だ」ということで、もしここで気にしないと、もう全然見えない状態でその地域のソーラーが竣工している。

行ってみて、「あれ、いつの間にかソーラーができています」ということで、後から確認すると「先々月、申請がされているな」といった状態。

ほかの農業委員会を見ると、自分の住んでいる地域の案件があれ

議長
(草野会長)

ば、一緒に現地調査へ行くということで、うまくやっているところもあるようです。

ただ、いわき市農業委員会の場合は、今期は現在の調査体制のまま行く可能性が強いので、議案説明書が届いたときに自分の住んでいる地域の案件をチェックして、気になった場合は現場に行ってみて、「ここは前にも土砂が落ちたよ」など、総会の際に意見を申し入れれば多少は変わってくるのではないかと思います。

悪い案件が多いというわけではないが、中には危惧されるものが結構ある。

正常に許可して、正常な造成をした部分は何の問題もない。

傾斜地には防草シートを必ず張りますから、そうすると浸透しないので、一気に低いところに水が溜まると、その下の土砂が全部流される。

これは今日・明日の問題で、大雨がきたらそうなりかねない。

それが何度か繰り返されれば、必ず崩落が起きることになりますので、その辺も注視しながら、現地調査をするのと併せて総会の際に意見を出すということで、今後進めていただきたいと思っています。

その他、ございますか。

なければ意見が出尽くしましたので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

それでは、議案説明書12ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書13ページをお開きください。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決

事務局
(福田主査)

定理由書を、併せてご覧願います。
番号1番、申請人の住所は、遠野町根岸です。
申請地は、遠野町深山田。
当該許可は、令和2年7月29日付け、いわき市農業委員会指令第5105号により許可を受けた案件となります。
当初の転用目的は資材置場であり、今回の変更申請の内容は、転用許可期間及び施工内容の変更となります。
本案件ですが、従来許可を受けた箇所に対しまして、新たに農地ではない併用地となる山林を事業用地に含めたことに伴い、当初申請時より盛土の高さに変更が生じ、また当初計画より盛土による造成に遅れが生じたことから、当初、令和2年7月29日から令和3年7月28日までとしていた施工期間を令和2年7月29日から令和5年7月31日までと延長する事業計画変更申請があったものです。
当該案件については、施工中の事業計画の変更であり、事業計画変更後においても、周辺営農に影響がないものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

18番
鈴木(義)
委員

議席番号18番、鈴木義直です。
番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【「意見なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書14ページをお開き願います。</p> <p>「いわき市農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>初めに1点、訂正の方をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画の第3号について、第3号、利用権の再設定となっておりますが、正しくは、利用権の新規設定についてでした。</p> <p>お詫びのうえ、訂正の方お願いいたします。</p> <p>それでは議案説明書の説明に戻ります。</p> <p>農用地利用集積計画第1号から第3号の内容について、説明いたします。</p> <p>第1号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借りて転貸する事案でございます。</p> <p>実施地区は平、四倉、借り手4名、貸し手7名、対象筆数は田：13筆、面積が田：17,457㎡となっております。</p> <p>第2号は、貸借期間満了に伴い、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、再度農地中間管理権を取得し、農用地を借りて、転貸する事案でございます。</p> <p>実施地区は好間、借り手1名、貸し手1名、対象筆数は田：5筆、面積は田：8,043㎡となっております。</p> <p>第3号は、新たに利用権賃貸借を設定する事案でございます。</p> <p>実施地区は三和、借り手1名、貸し手1名、対象筆数が田：1筆、面積が田：2,181㎡となっております。</p> <p>なお、議案説明書24ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、第1号から第3号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>農用地利用集積計画については、以上です。</p>

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第5号について説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【「意見なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の8ページをお開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任) 議案説明書25ページをお開き願います。
「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、ご説明いたします。
次のページをお開き願います。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。
番号1番、借り手、住所は、四倉町長友。
貸し手、住所氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社・理事長芳見茂。
土地の所在は、四倉町玉山外153筆、現況地目は田、畑、面積が田：15,571.09㎡、畑：7,274㎡です。
ほか3件、詳細については、記載のとおりです。
なお、農用地利用配分計画(案)は既存の農地中間管理事業の借り手の変更に伴い作成されたものです。
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。
農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業

事務局
(西山主任) の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第6号について説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【「意見なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、冒頭での事務局の説明のとおり、議案第7号、「農地法第51条第1項に該当する事案について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 先ほどの議案書とは別紙の「追加議案・議案第7号」という冊子をお手元にご準備をお願いします。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

詳細は、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査) 追加議案書の方、2ページから資料となっております。
「農地法第51条第1項に該当する事案について」、ご説明させていただきます。

資料3ページをお開きください。

初めに概要についてですが、違反對象となる農地につきまして、令和3年9月15日に開催されました第4回総会において、農地法第51条第1項に該当する議決を経た後、違反行為者に対し文書により原状回復を指導、勧告と行ってまいりました。

しかしながら、その期限となります令和4年4月13日を迎えたが、その翌日の令和4年4月14日に県いわき農林事務所、市農政流通課とともに現地確認を行いました。依然として原状回復が行われていないといった状況を確認しました。

当該勧告に応じない場合には、農地法第51条に規定されておしま

事務局
(福田主査)

す原状回復命令を行うか否か判断することとなりますが、いわき市農業委員会違反転用に係る措置の事務処理要項第8条により、「勧告に従わないため農地法第51条第1項に規定される命令をしようとする場合には、総会の承認を経て聴聞、弁明の手続きを取るものとする。」と規定されておりますことから、ご審議いただくものでございます。

次に、農地法第51条第1項に該当事案の内容とその経過について、改めてご説明させていただきます。

まず対象農地につきましてですが、関係者として土地所有者C、違反転用者D、土地の所在が渡辺町田部、当該農地は農振農用地にある農地となりますので、原則として当該違反状態での転用はできない場所となっております。

地目に関しては、登記地目が田、現況が畑となっており、畑への農地改良について、従前農地改良工事届が提出されております。

地積：1,828㎡、備考としまして、当該違反箇所にかかる農地は令和3年4月26日付け、農地法第3条許可により所有権を取得している農地となります。

勧告文書発送以降の経過についてご説明させていただきます。

令和4年1月14日に、農地法違反に係る是正勧告の文書を発出したしました。

当該勧告に関する是正の期限は発出日から3か月といたしまして、その期限を4月13日として発出しております。

なお、同日付けで、県いわき農林事務所から農地法違反に係る是正の勧告文書についても、併せて発出されております。

令和4年4月12日になりまして、翌日に勧告期限を迎えることから、定例現地調査において当該農地の状況を確認しましたら、違反状態の是正に係る工事を行っている様子は見られませんでした。

勧告期限とされる13日を経過しました翌4月の14日になりまして、是正期限を迎えましたことから、県いわき農林事務所、市の農政流通課及び農業委員会事務局により、現場の是正状況の確認を行いました。が、変わらず違反状態、是正に関する工事等を行っている様子は見られませんでした。

次に、聴聞、弁明の手続きについてですが、行政手続法では、行政庁は不利益処分に関する具体的な基準を定めることを義務付けており、また、同法第13条において不利益処分を行う際には聴聞等の手続きをとらなければならないこととされております。

ですので、本日求めます弁明の機会の付与の可否において、こちら否とした場合、必然的に命令等を発出することができなくなりますので、これをもって終了といった判断をなされるというような形

事務局
(福田主査)

になります。

聴聞又は弁明の手続きのいずれの手続きかを行うかについてですが、こちら、行政手続法第13条第1項第1号のいずれかに該当すれば聴聞とされておりまして、4ページの中段ほど、行政手続法のところをご覧いただきたいと思います。

不利益処分をしようとする場合の手続きにおいて、第13条第1項において、「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより当該不利益処分の名宛人となるべきものについて、当該各号に定める意見陳述のための手続きをとらなければならない。」とされておりまして、

そのうち、1号、「次のいずれかに該当するときは、聴聞による。」とされておりまして、イからニまで規定があります。

イが、「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき」、こちらはそもそも許認可等を受けておらず、違反となっている状態ですので、該当いたしません。

次にロですが、「イに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき」。

またハ、「名宛人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名宛人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分、また、名宛人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき」となっておりますので、今回は農地を違法に転用しているといった状況ですから、ロ及びハにも該当しない。

また、ニにおいて、「イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて、行政庁は相当と認めるとき」。

この4つ、いずれかに該当する場合は聴聞とされておりますが、本案件についてはいずれにも該当しないといったことになりますので、再度3ページにお戻りいただきまして、聴聞ではなく弁明の機会の付与により手続きを取ることとなります。

行政手続法第27条により、弁明の機会の付与は行政庁が認めた場合を除き書面で行うこととされておりまして、今後、行政訴訟等になった場合、口頭で行った弁明を文書に起こした場合に、証拠として不十分である可能性等もありますことから、原則に則りまして違反行為者が自ら作成した弁明書の提出を求めることといたします。

なお、県農林事務所が所管する「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法においても同様の手続きを行うといったようなことを事前に聴取しております。

4番としまして、弁明の時期、期間についてですが、ただいま、同様に農振法違反において県いわき農林事務所の方でも弁明の機会の付与を検討しているということですので、県いわき農林事務所に

事務局
(福田主査)

おける発出と同日、同時期とするため文書の発出日、弁明の期間については現在調整中となっております。

ですので、こちらの今回承認いただきました際には事務局の方にご一任をいただきたいと思います。

資料の方ですが、5ページが当該違反地における図で示したものになりまして、6ページと7ページにおいては現状写真となっております。

6ページと7ページをご覧くださいますと、概ね、過去において段階を踏んでご説明させていただきました状況と変わらない、もしくはそれ以上の状態になっているといったことが確認されるかと思えます。

ですので、以上の内容を踏まえまして、弁明の機会の付与について、与えるか否かといったことについて皆様にお諮りいたします。

事務局説明は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第7号について説明がございました委員の方には、一度か二度は現地調査などで、この案件については見られていると思えます。

今、説明のとおり、こういう経緯をたどっておりますが、次のこのための方策についての説明がありましたけれども、これについて委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

【「意見なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第7号について、事務局説明のとおり、弁明の機会を付与することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議がないようでありますので、議案第7号、「農地法第51条第1項に該当する事案について」は、弁明の機会を付与することといたします。

次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書9ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定に

事務局 (府川係長)	<p>よる届出について) を説明】</p> <p>議案説明書の27ページから31ページをお開き願います。 今月の報告件数は18件、権利の取得事由は全て相続です。 権利の取得面積は、田:46,107㎡、畑:19,550.93㎡、合計:65,657.93㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書10ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第2号を朗読、報告事項(農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について)を説明】</p> <p>議案説明書の32ページから33ページをお開き願います。 今月の報告件数は1件、転用面積は田:0㎡、畑:412㎡、合計:412㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書11ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第3号を朗読、報告事項(農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について)を説明】</p> <p>議案説明書の34ページから39ページをお開き願います。 今月の報告件数は21件、転用面積は田:7,035㎡、畑:5,810.50㎡、合計:12,845.50㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書12ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第4号を朗読、報告事項(農地法第18条第6項の規定による合意解約について)を説明】</p> <p>議案説明書の40ページから43ページをお開き願います。 今月の合意解約件数は13件、面積は田:139,455.09㎡、畑:7,274㎡、合計:146,729.09㎡です。</p> <p>以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。 次の報告については、草野係長から説明いたします。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書13ページをお開き願います。</p> <p>【報告第5号を朗読、報告事項(引き続き農業経営を行っている等の証明書について)を説明】</p> <p>議案説明書の45ページをお開き願います。 今月の報告件数は2件となっております。 それぞれ贈与税の納税猶予に係るもの、相続税の納税猶予に係る証明となっております。</p>

事務局 (草野係長)	<p>証明面積は、田：10,978.62㎡、畑：3,445㎡、合計：14,423.62㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。議事の報告といたしましては、以上になります。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。ここで、協議事項に入る前に、休憩といたします。ただいま、14時55分です。10分間休憩とし、再開は15時05分からといたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
【10分間休憩】	
議長 (草野会長)	<p>全員お揃いですので、議事を再開します。次に、協議事項に移ります。「令和5年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (浅川)	<p>資料1をお開き願います。</p> <p>昨年度に引き続き、農作業労働賃金標準額について協議を行うものです。</p> <p>初めに依頼文となりますが、農作業労働賃金標準額に関する調査として、例年行っております調査をお願いするものです。</p> <p>調査票は①から⑤までの5種類となり、①から④は2部ずつ配付しております。</p> <p>提出期限については、令和4年6月21日（火）の第14回総会まででございます。</p> <p>次のページからは、調査要領と調査票になります。</p> <p>委託した農家の意見については調査票①を、受託した農家の意見については調査票②に記入をしてください。</p> <p>雇用した農家の意見については調査票③を、雇用された農家の意見については調査票④に記入してください。</p> <p>調査票⑤は、農業委員ご自身の意見となります。</p> <p>例年お願いしております、新たに設定してほしい作業項目や、令和4年の標準額の問題点等についてもご意見をお願いいたします。</p> <p>最後に、令和5年農作業労働賃金標準額策定のスケジュールでございます。</p> <p>今回から、委員の皆様による調査と併せて、農業委員会だよりを活用したアンケート調査を7月1日（金）から7月31日（日）までの間、実施することとしております。</p>

事務局 (浅川)	<p>この調査の方法は、農業委員会のホームページに投稿フォームを設けて、そこからご回答いただく形ができないか、現在調整中であります。</p> <p>また、協議、検討については、7月から11月を予定しており、その後、JA福島さくらいわき地区本部の承認を経て、12月の総会で提案というスケジュールで考えております。</p> <p>その後、印刷作業に入り、1月下旬にはJAを通じて農業者の皆様へに配付する予定です。</p> <p>なお、協議に際しては、昨年度の農作業労働賃金標準額の配付時に農業者の方からご意見を受けておりますので、それらと併せて、協議をさせていただきます。</p> <p>農繁期のお忙しい中、誠に恐縮ですが、何とぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局から説明がございました。</p> <p>1年は早いもので、ついこの前、農作業労働賃金を検討し、作成したと思ったら、もう来年の農作業労働賃金の審議ということになります。</p> <p>昨年は、現状を参照しながら一部変更をしましたが、農業者からそれに対する意見等も出てくると思います。</p> <p>その辺りを含めて協議するわけですが、これについて委員の皆様からご質問、ご意見ございますか。</p>
8番 佐川委員	<p>議席番号8番、佐川良平です。</p> <p>調査票の②ですが、四角で囲われている欄の③が「支払額」となっていますが、これは受託者が受け取る金額なので、「受取額」だと思いますが。</p>
議長 (草野会長)	<p>事務局、これについては。</p>
事務局 (草野係長)	<p>申し訳ございません。</p> <p>調査票④でも、同じように受け取る側は「受取額」という形で書かせていただいているので、調査票②につきましても「受取額」という形になります。</p> <p>修正したものを皆様にお配りしたいと思っておりますので、ご手元の資料の方は、申し訳ございませんが、手修正願ひします。</p>

議長
(草野会長)

佐川委員、今の訂正でよろしいですか。

8番
佐川委員

はい、結構です。

議長
(草野会長)

では、そのように訂正させていただきます。

その他、意見ございますか。

なければ、ただいまの修正を踏まえながら、事務局の説明よりご承知願いたいと思います。

今後、農作業労働賃金の協議については、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

議長
(草野会長)

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かありますか。

【資料2】 農業者年金加入状況・受給状況（令和4年4月1日現在）

⇒ 上記資料に基づき、趣旨を説明した。

【資料3】 「地域の農業を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」 推進要領

⇒ 上記資料の趣旨について、周知した。

【資料4】 令和4年度農業委員会事務局事務分掌

⇒ 上記資料を配付した。

【資料5】 「令和4年度いわき市の農林水産業」

⇒ 上記資料を配付した。

議長
(草野会長)

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「ありません」の声あり】

議長
(草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第6号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第7号	農地法第51条第1項に該当する事案について	弁明の機会を付与する旨可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員
該当なし

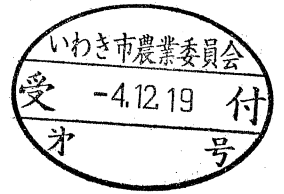
6 本総会の閉会時刻
午後3時40分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

24 蛭田 元起

1 木田 テイ子

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 19 日

議長

草野 左一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 20 日

議事録署名人 蛭田元志巳

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 20 日

議事録署名人

水田テ子